公取委・裁判所がいかなる判断をしているのか、
300を超える違反事例から読み解く



新訂版

独占禁止法

豊富な事例で分かる 違反行為の判断基準と実務上の留意点

独占禁止法改正対応

本書の特長

- 独禁法における違法・適法の判断について、実務上の留意点も踏まえて顧問先企業からの相談に的確にアドバイスできるようになる、弁護士の実務必携書。
- 先例から現在の適用事例まで、300 件を超える独占禁止法の違反事例（判例・審決）を各条ごとに紹介。重要な事例を「事案の概要」「争点」「裁判所と公取委の判断」「実務上の留意点」の項目別に解説。
- 令和元年の独禁法改正をふまえ、解説内容や事例を追加した新訂版！

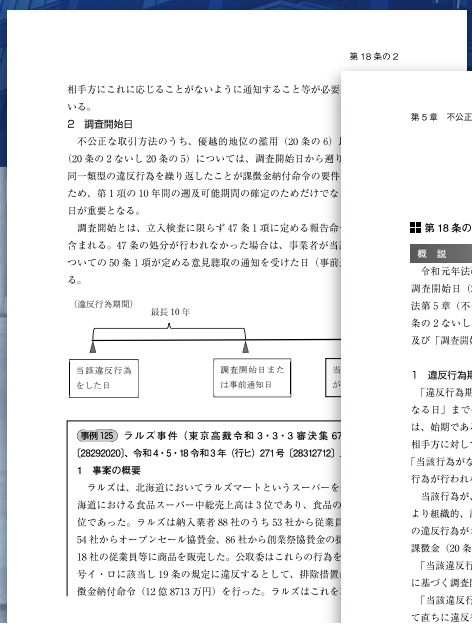


監修 鈴木満

編著 神奈川県弁護士会 独占禁止法研究会

体裁 A5 判 /684 頁

定価 6,050 円
（本体：5,500 円＋税10％）


第 18 条の 2

相手方にこれに応じることがないように通知すること等が必要
いる。

2 調査開始日

不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用（20 条の 6）
（20 条の 2 ないし 20 条の 5）については、調査開始日から遡
同一類型の違反行為を繰り返したことが課徴金納付命令の要件
ため、第 1 項の 10 年間の遡及可能期間の確定のためだけでな
日が重要となる。

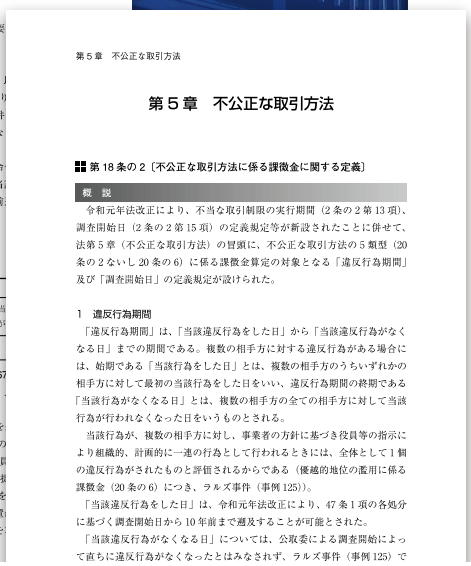
調査開始とは、立入検査に限らず 47 条 1 項に定める報告命
含まれる。47 条の処分が行われなかった場合は、事業者が当
ついての 50 条 1 項が定める意見聴取の通知を受けた日（事前
る。

（違反行為期間）　最長 10 年

当該違反行為をした日　調査開始日または事前通知日

事例 125 ラルズ事件（東京高裁令和 3・3・3 審決集 67
〔28292020〕、令和 4・5・18 令和 3 年（行ヒ）271 号〔28312712〕
1 事案の概要

ラルズは、北海道においてラルズマートというスーパーを
海道における食品スーパー中総売上高は 3 位であり、食品の
位であった。ラルズは納入業者 88 社のうち 53 社から従業
54 社からオープンセール協賛金、86 社から創業祭協賛金の
18 社の従業員等に商品を販売した。公取委はこれらの行為を
号イ・ロに該当し 19 条の規定に違反するとして、排除措置
徴金納付命令（12 億 8713 万円）を行った。ラルズはこれを


第 5 章　不公正な取引方法

第 5 章　不公正な取引方法

■ 第 18 条の 2〔不公正な取引方法に係る課徴金に関する定義〕

概　説

令和元年法改正により、不当な取引制限の実行期間（2 条の 2 第 13 項）、調査開始日（2 条の 2 第 15 項）の定義規定等が新設されたことに伴せて、法第 5 章（不公正な取引方法）の冒頭に、不公正な取引方法の 5 類型（20 条の 2 ないし 20 条の 6）に係る課徴金算定の対象となる「違反行為期間」及び「調査開始日」の定義規定が設けられた。

1 違反行為期間

「違反行為期間」は、「当該違反行為をした日」から「当該違反行為がなくなる日」までの期間である。複数の相手方に対する違反行為がある場合には、始期である「当該行為をした日」とは、複数の相手方のうちいずれかの相手方に対して最初の当該行為をした日をいい、違反行為期間の終期である「当該行為がなくなる日」とは、複数の相手方の全ての相手方に対して当該行為が行われなくなった日をいうものとされる。

当該行為が、複数の相手方に対し、事業者の方針に基づき役員等の指示により組織的、計画的に一連の行為として行われるときには、全体として 1 個の違反行為がされたものと評価されるからである（優越的地位の濫用に係る課徴金（20 条の 6）につき、ラルズ事件（事例 125））。

「当該違反行為をした日」は、令和元年法改正により、47 条 1 項の各処分に基づく調査開始日から 10 年前まで遡及することが可能とされた。

「当該違反行為がなくなる日」については、公取委による調査開始によって直ちに違反行為がなくなったとはみなされず、ラルズ事件（事例 125）で

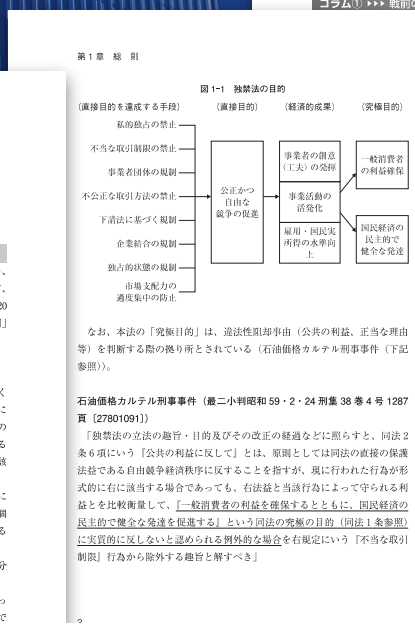

第 1 章　総　則

図 1-1　独禁法の目的

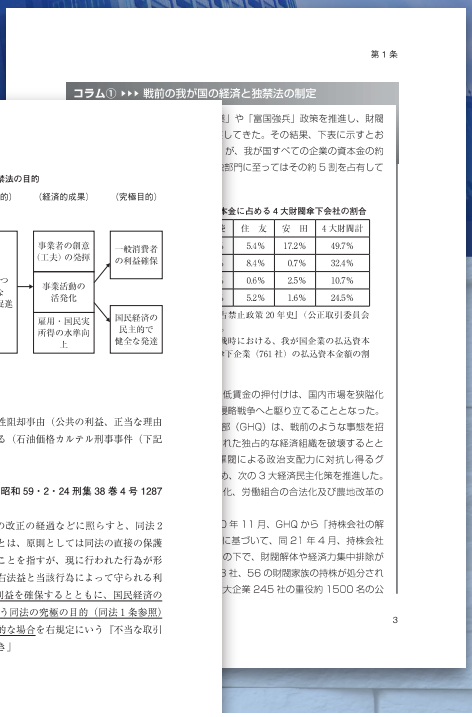
（直接目的を達成する手段）　（直接目的）　（経済的成果）　（究極目的）

私的独占の禁止
不当な取引制限の禁止
事業者団体の規制
不公正な取引方法の禁止
下請法に基づく規制
企業結合の規制
独占的状態の規制
市場支配力の過度集中の防止
→ 公正かつ自由な競争の促進
→ 事業者の創意（工夫）の発揮
→ 事業活動の活発化
→ 雇用・国民実所得の水準向上
→ 一般消費者の利益確保
→ 国民経済の民主的で健全な発達

なお、本法の「究極目的」は、違法性阻却事由（公共の利益、正当な理由等）を判断する際の拠り所とされている（石油価格カルテル刑事事件（下記参照））。

石油価格カルテル刑事事件（最二小判昭和 59・2・24 刑集 38 巻 4 号 1287 頁〔27801091〕）

「独禁法の立法の趣旨・目的及びその改正の経過などに照らすと、同法 2 条 6 項にいう「公共の利益に反して」とは、原則としては同法の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的（同法 1 条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定にいう「不当な取引制限」行為から除外する趣旨と解すべき」


第 1 条

コラム① ››› 戦前の我が国の経済と独禁法の制定

」や「富国強兵」政策を推進し、財閥
してきた。その結果、下表に示すとお
が、我が国すべての企業の資本金の約
部門に至ってはその約 5 割を占有して

本金に占める 4 大財閥傘下会社の割合

	住　友	安　田	4 大財閥計
	5.4%	17.2%	49.7%
	8.4%	0.7%	32.4%
	0.6%	2.5%	10.7%
	5.2%	1.6%	24.5%

特禁止政策 20 年史」（公正取引委員会
戦時における、我が国企業の払込資本
下企業（761 社）の払込資本金額の割

低賃金の押付けは、国内市場を狭隘化
侵略戦争へと駆り立てることとなった。
部（GHQ）は、戦前のような事態を招
れた独占的な経済組織を破壊するとと
閥による政治支配力に対抗し得るグ
め、次の 3 大経済民主化策を推進した。
化、労働組合の合法化及び農地改革の

3

DAI-ICHI HOKI 第一法規 | 東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 https://www.daiichihoki.co.jp | Tel. 0120-203-694 Fax. 0120-302-640

目次
（抜粋）

第1章 ｜ 総則
第1条〔目的〕
コラム① 戦前の我が国の経済と独禁法の制定
第2条第1項〔事業者〕
第2条第2項〔事業者団体〕
第2条第3項〔役員〕
第2条第4項〔競争〕
第2条第5項〔私的独占〕
第2条第6項〔不当な取引制限〕
コラム② 入札談合は二段階のカルテル
コラム③ 不当な取引制限の成立時期　ほか

第2章 ｜ 私的独占及び不当な取引制限
第2条の2第1項〔市場占有率〕
第2条の2第2項〔子会社等〕
第2条の2第3項〔完全子会社等〕ほか

第3章 ｜ 事業者団体
第8条〔事業者団体の禁止行為〕
コラム⑥ 独禁法相談所の回答が問題を引き起こした例
第8条第1号〔一定の取引分野の競争の実質的制限の禁止〕
第8条第2号〔国際的協定等の規制〕ほか

第3章の2 ｜ 独占的状態（略）

第4章 ｜ 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け
第9条〔事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限、届出義務〕企業結合規制
第10条〔会社の株式保有の制限・届出義務〕
第11条〔銀行又は保険会社の議決権保有の制限〕ほか

第5章 ｜ 不公正な取引方法
第18条の2〔不公正な取引方法に係る課徴金に関する定義〕
第19条〔不公正な取引方法の禁止〕
第20条〔排除措置〕
第20条の2〔共同の取引拒絶による課徴金〕ほか

第6章 ｜ 適用除外
第21条〔知的財産権の行使〕
第22条〔一定の組合の行為〕
第23条〔再販売価格維持行為〕

第7章 ｜ 差止請求及び損害賠償
第24条〔差止請求〕
第25条〔無過失損害賠償責任〕
第26条〔損害賠償請求権の裁判上の主張の制限〕

第8章 ｜ 公正取引委員会
第1節　設置、任務及び所掌事務並びに組織等
第2節　手続
第45条〔違反事実の報告、探知〕
第46条〔独占的状態に関する主務大臣への通知、主務大臣への意見〕
第47条〔調査のための強制処分〕　ほか

第9章 ｜ 訴訟
第77条〔排除措置命令等に係る抗告訴訟の被告〕
第78条〔不正の目的による提訴に対する担保の提供〕
第79条〔差止請求に関する訴えについての公取委への通知等〕
第80条〔書類の提出等〕
第81条〔秘密保持命令〕
第82条〔秘密保持命令の取消し〕ほか

第10章 ｜ 雑則（略）

第11章 ｜ 罰則
第89条〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕
コラム⑨ 継続犯か状態犯か
第90条〔国際的協定等、事業者団体の禁止行為、確定排除措置命令・競争回復措置命令違反の罪〕
第91条〔銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪〕ほか

第12章 ｜ 犯則事件の調査等
第101条〔質問、検査、領置〕
第102条〔臨検、捜索、差押え〕
第103条〔郵便物等の差押え〕
第103条の2〔通信履歴の電磁的記録の保全要請〕
第103条の3〔電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分〕ほか

事項索引
判例・審決索引

お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>
→ 第一法規ストア 検索 CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
＜新訂版＞独占禁止法―豊富な事例で分かる違反行為の判断基準と実務上の留意点―[独占禁止法改正対応] [098442]	定価6,050円（本体5,500円＋税10%）	部

＊弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。）　□代金引換により支払います。　□現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
（商品の税込価格＋送料）の合計が
- 1万円以下の場合、330円（税込）
- 3万円以下の場合、440円（税込）
- 10万円以下の場合、660円（税込）

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年　月　日

ご住所　〒　―

事務所名　□公用　□私用

フリガナ
ご氏名　様 ㊞

TEL　―　―

E-mail　@

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX. 0120-302-640

書店印